

鴨川市留学生受入施設支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第95号

鴨川市留学生受入施設支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市留学生受入施設支援補助金交付要綱（令和5年鴨川市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「補助対象経費の額」を「補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税の額を除く。）」に改める。

第6条第8号中「送迎」を「通勤」に改める。

「

別表中	送迎費用	車両維持費、燃料費、人件費その他の受入施設において資格外活動を行う留学生の送迎に要する費用（留学生を雇用した日の属する月から起算して36月を超えない範囲のものに限る。）	を
-----	------	--	---

「

通勤費用	受入施設において資格外活動を行う留学生の受入施設への通勤に要する費用であつて、次に掲げるもの（留学生を雇用した日の属する月から起算して36月を超えない範囲のものに限る。） 1 受入施設が行う留学生の送迎に要する費用（車両維持費、燃料費、人件費等） 2 通勤手当その他これに類するものとして受入施設が留学生に対して支給する費用	に改め、同表備考第2項を
------	--	--------------

」

削り、同表備考第3項中「送迎費用」を「通勤費用」に改め、同項を同表備考第2項とし、同表備考第4項中「送迎費用」を「通勤費用」に改め、同項を同表備考第3項とする。

別記第1号様式中「送迎費用」を「通勤費用」に、「送迎に」を「通勤に」に改める。

別記第2号様式及び別記第8号様式中「送迎費用」を「通勤費用」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。